

阿賀野市役所敷地内キッチンカー等移動販売車の出店に係る要領【試行運用】

1 目的

阿賀野市役所敷地内において、キッチンカー等移動販売車(以下、「キッチンカー等」という。)の出店による不特定多数の人に食品を提供することに対して、市が許可を与えるために必要な事項を定める。

2 出店場所

- ① 水原保健センター出入口前スペース 20 m²(奥行 4m×幅 5m)
- ② 市役所庁舎裏スペース 17.5 m²(奥行 3.5m×5m) A・B
- ③ 市役所正面出入口前歩行者用スペース A・B・C・D

3 販売品目

自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの(酒類を除く)

4 出店申請資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申請することができる。

- ア 使用場所(阿賀野市役所の敷地内・阿賀野市岡山町 10 番 15 号)及び営業内容に必要なかつ有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。
- イ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える人(食品衛生責任者資格を有する人)
- ウ 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者でなくその構成員並びにそれらの協力者及び暴力団員等と密接な関係がないこと。

5 試行運用期間

令和8年3月31日まで(予定)

6 出店可能日時

平日11時30分から13時30分とする。※準備・撤去の時間を含む。
ただし、状況を鑑み、出店不可とする場合がある。

7 出店料

試行期間のため無料とする。※その他出店に要する費用は出店者の負担

8 出店について

1)提出書類

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| ア 財産使用許可申請書 | オ 食品衛生責任者資格を証する書類の写し |
| イ 出店申込日記入用紙 | カ 生産物賠償責任保険(PL保険)の証明書の写し |
| ウ 誓約書(様式1) | |
| エ キッチンカー又は移動販売に必要な営業許可書又は営業届出書の写し | |

※なお、ウ～カの書類については、初回のみ。ただし更新等あった場合は提出を要する。

2)申請時期

出店希望月の前月の1日から15日まで(1ヵ月ごとに申請可能)
※先着順とする。土日祝日の申請は不可。

3)許可通知

提出書類を基に審査し、申請者に許可書を交付する。(阿賀野市財務規則第 209 条第 5 項による。)

4)許可の取消

次のいずれかに該当する場合は出店許可を取消することができるものとする。

- ア 出店許可を受けた者(以下「出店者」という。)が許可を受けた使用目的に違反したとき。
- イ 出店者がこの要領若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- ウ 公序良俗に反する使用をした場合
- エ ア～ウの他、市役所の管理上特に必要と認められるとき

9 出店当日

- 1) 出店準備前に総務課へ開始の報告、食品衛生責任者本人の身元確認証(運転免許証等)を提示する。
- 2) 出店者の負担において出店場所を現状回復。また、撤去終了後、総務課まで売上報告書(様式2)を提出する。

10 注意事項

- ア 電気、水道の利用は不可とする。
- イ 市役所敷地内は全て禁煙であるため、それに準ずること。
- ウ 使用エリアで利用者の飲食用の机や椅子を設置はしないこと。
- エ 出店スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、使用者の責任と負担で実施すること。
- オ 庁舎の建物内及び敷地内で客引き、宣伝を行うことはしない。ただし、使用エリア内においては認める。
- カ 出店の権利を譲渡・転貸しないこと。
- キ 天災地変その他の避けることができない理由により出店中止を命ずる場合がある。それにより発生した損害に対する補償は行わない。

11 損害賠償

- ア 出店者はその責めに帰す理由により、市役所施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではない。
- イ 出店者は、出店場所の使用に当たり、阿賀野市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- ウ 実施に当たり、出店者に損害を生じても、本市はその責めを負わない。

12 定めのない事項等の処理

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(阿賀野市の条例、規則を含む。)の定めるところによるもののほか、本市と出店者の協議の上、処理するものとする。